

isroot Business Communication Training申込規定

isroot Business Communication Training (以下、「本件業務」という。)をお申込みの方は、申込み時にこのisroot Business Communication Training申込規定(以下、「本規定」という。)をご理解ご同意の上、お申込みください。本規定は、お申込者と株式会社アイソルート(以下、「当社」という。)との契約の約款となっておりますので、各自大切に保管し、遵守の上、受講してください。

1【契約の成立】

本件業務申込手続きが完了し、当社が申込者の受講証を発行した時点で成立したものとします。

2【目的】

本契約は、申込者の経済活動上生ずる対人コミュニケーション分野の課題に対処するため、当社の提供する講演・講義を通じて申込者がこれを参考として改善や問題の解決を図ることを目的とします。

本件業務は、当該分野の専門家として最善と思われる情報を提供するものであり、申込者の問題解決や目的の実現を、当社が保証するものではありません。

3【期間・提供内容・提供方法】

(1)当社が受講を承諾した申込者(以下、「受講者」という。)に対する本件業務提供期間は、申込書表記の通りとします。

(2)当社は受講者に対して、当社が発行するパンフレットまたはホームページ等に記載された申込書表記の講演・講義を提供します。

(3)本件業務の講演・講義提供方法は、当社が予め指定した日程場所において講演・講義・ケーススタディ形式で行います。

(4)講師・受講地・受講時間については、途中変更が生じる場合もあります。

4【お支払い】

(1)受講者は、申込書表記の「現金価格合計」(分割払いをご利用の場合は、「支払総額」)を、当社所定の方法により、所定の期日までに、当社に対して支払うものとします。

(2)支払いは、当社窓口での現金納入、銀行振込、郵便振替、または当社の定めた分割支払口座振替(預金口座自動引落し)によって取扱います。

(3)分割支払いは、当社規定、審査により受付できないことがあります。

5【解約・返金等】

(1)受講者は、本件業務申込み翌日から起算し、7日目に当たる日までに取消しを申し出た場合、無条件にて本契約を取り消すことが出来ます。

(2)受講者は、本件業務申込み翌日から起算し、8日目以降に本契約を解除したい場合、本件業務提供期間終了前に限り以下の基準に従った金額(以下、「解約金」という。)を支払うことにより中途解約をすることが出来ます。

解約金に対し、当社が受講者より既に受領済の料金が大きい場合は、当社は受講者に対し差額を返金するものとし、解約金に対し、当社が受講者より既に受領済の料金が少ない場合は、受講者は当社に対し差額を支払うものとします。

申請は書面にて当社お客様相談室係へご郵送ください。

＜解約金基準＞

以下(A)から(D)までの全項目を加算した金額。

(A)すでに提供された本件業務の対価として、現金価格合計を提供期間の日数で除算し、その値に本件業務申込み翌日から起算し、受講者から支払いの停止、返金の請求等のお申し出があった日までの日数を乗算した額。

(B)支払いの停止、返金の請求等の手続きに伴う手数料として、金50,000円、または現金価格合計から(A)の金額を減算した額の20%に相当する額のいずれか低い額。

(C)受講料の分割支払いを利用している場合は、7・8分法またはそれに準ずる当社所定の計算方式により算出された期限到来分分割払手数料の額。

(D)受講者の当社に対する遅延損害金の額。

6【休会制度】

本件業務の提供開始後、特別な事情により、参加が困難な場合、受講者の申請に基づき、当社審査の上、休会が認められる場合があります。その際、証明書の提出が必要となります。

但し、提供期間中1回限りで、且つ期間は最長で1年間とし、休会期間を延長することはできません。

7【受講の制限】

次の各号に該当するときは、当社により即刻退席していただきます。

(1)講演・講義の進行を妨害したり、他の受講者に迷惑をかける行為をした場合。

(2)承諾なしに売り込み・勧誘など、自己の宣伝及び営利目的の場として利用した場合。

(3)講演・講義の内容を収録、あるいは講義コンテンツを承諾なくコピーした場合。

(4)他人に講演・講義コンテンツ及び資料を借与又は譲渡した場合。

(5)その他、本件業務の品位を著しく傷つけた場合。

8【講演・講義の閉講・休講・変更】

(1)学習効果の観点より受講者が一定の人数に達しない場合、あるいはやむを得ない事情がある場合、講演・講義を閉講する場合があります。

(2)講師の都合により、代理の講師による講演・講義、あるいは日時・場所・内容等が変更になる場合がございます。

(3)天災、地震、戦争、暴動、労働争議、降雨その他の気象等の事由、その他当社の責に帰する事のできない不可抗力の事由により、本件業務が提供できなかった場合は、当社は責任を負わないものとします。

9【録音・録画の禁止】

受講者による講演・講義内容の録音・録画を禁止します。但し、受講者が予め当社に申し入れ、当社の承諾がある場合にはこの限りではありません。

10【機密保持】

受講者は本件業務により知り得た個人情報や当社の著作物、ノウハウ、技術、その他の機密事項に関して、当社の書面による承諾なしに他の第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

但し、次の各号の情報は除外されます。

(1)知り得た時点で、既に公知であった情報。

(2)知り得た時点で、既に自己が保有していた情報。(3)本件業務以外で、自己が独自かつ適法な方法で入手した情報。

11【免責事項】

以下の各情報の正確性、完全性、有用性につき当社は何らの保証をするものではありません。

(1)講師が提供する数値、景況判断、投資判断、予測、意見、助言、診断その他の情報。

(2)参考資料に含まれる数値、景況判断、投資判断、予測、意見、助言、診断その他の情報。

(3)前各号の情報には、個人の氏名、肩書き及び履歴、団体の名称及び履歴、住所、電話番号、ファクシミリ番号、URL、電子メールアドレスを含みます。

12【分割払いにおける期限の利益喪失】

(1)受講者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

①支払期日に分割支払金を遅延し、当社から20日以上相当な期間を定めて、その支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

③差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。

④破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。

(2)受講者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

①二回払いの場合で、一回でも遅延したとき。

②本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反になるとき。

③その他受講者の信用状態が著しく悪化したとき。

13【遅延損害金】

受講者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで分割払金合計の残金全額に対し、年14.6%(1年365日とする日割計算)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

14【早期完済の特約】

受講者が、当初の契約の通りに分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で分割払金合計の残金全額を一括して支払ったときは、受講者は7・8分法またはそれに準ずる当社所定の計算方式により算出された期限未到来分分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。

15【債権譲渡の承諾】

受講者は、当社が必要と認めた場合、当社が本契約に基づく債権ならびにこれに付帯する一切の権利を第三者に差入れ又は譲渡すること、及び当社が譲渡した債権を再び譲受けることを予め異議なく承諾します。

この場合、受講者への通知は省略できます。

16【公正証書】

受講者が分割支払金又は解約金の支払方法の変更を希望し当社がこれに応じる場合は、受講者は受講者の費用負担で本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書を作成し、正本は当社、謄本を受講者が保管するものとします。

17【個人情報の取扱い】

当社は、次の各号の場合を除き、申込書及びその他書類にてご提供いただいた個人情報(以下、個人情報という。)を、必要な範囲を超えて利用しないものとします。

(1)当社から受講者へのご連絡、当社のサービス・商品等のご案内、又は郵便物を送付する場合。

(2)個人情報を適切に管理するよう契約等により義務付けた業務委託先に対し、本件業務運営のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合。

(3)本件業務のサービス向上等の目的で個人情報を集計及び分析する場合。

(4)前号の集計及び分析等により得られた統計資料等を、個人を識別または特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合。

(5)受講者の同意を得た上で個人情報を開示または利用する場合。

(6)裁判所の発する令状や判断に従い開示する場合。

(7)その他、本件業務運営上必要な範囲の利用。

18【届出事項の変更】

(1)受講者が当社に届出た氏名、住所、勤務先、連絡先、預金口座等の変更が生じた場合は、直ちに当社に届出するものとします。

(2)前項の届出を怠った場合、当社からの通知や連絡等が延着または不到着となっても、当社は責を負わないものとします。

19【変更権】

当社は経営環境の変化等に対応するために、受講者に事前通告を行うことにより本規定を変更することができます。変更によって受講者に不利益が生じる場合は、当社は受講者の同意を得るものとします。

20【管轄】

万一、当社と受講者との間に紛争(支払督促における異議申立て等を含む)が生じた場合も東京簡易裁判所もしくは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。